

直営施設等宿泊利用助成券 利用時の注意事項

- 1 直営施設以外（アートホテル上越、タカダステーションホテル、高田ターミナルホテル、タカダキャッスルホテル）を利用する場合は、所属長の証明を受けてください。
- 2 助成対象者は、「会員、配偶者、会員の健康保険上の被扶養者、配偶者の健康保険上の被扶養者である子」です。
対象でない方が利用した場合は本人からの返金手続きが必要になります。
どちらかの被扶養者の場合は、健康保険証などを料金支払いの前に提示をお願いします。
- 3 宿泊料の支給を受けた公務出張の際は、助成の対象となりません。
- 4 助成回数は、直営施設（アトリウム長岡）と指定宿泊施設（アートホテル上越、タカダステーションホテル、高田ターミナルホテル、タカダキャッスルホテル）それぞれ家族利用を含め1会員1年度24回（泊）までです。
- 5 その他
 - (1) 宿泊施設に対する申し込みは、会員が直接行ってください。
 - (2) 施設に宿泊する日に本券を持参し、チェックインのときにフロントに提出してください。
被扶養者の場合は、健康保険証を提示してください。
 - (3) 料金精算後に、利用助成券を提出することはできません。